

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十号

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年四月三十日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

埼玉県工業用水道事業給水規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

- 様式第一号中「印」及び「(日本工業規格 A 4 判)」を削る。
- 様式第二号中「(日本工業規格 A 4 判)」を削る。
- 様式第三号中「印」及び「(日本工業規格 A 4 判)」を削る。
- 様式第四号中「(日本工業規格 A 4 判)」を削る。
- 様式第五号及び様式第六号中「印」及び「(日本工業規格 A 4 判)」を削る。
- 様式第七号中「(日本工業規格 A 4 判)」を削る。
- 様式第八号及び様式第九号中「印」及び「(日本工業規格 A 4 判)」を削る。
- 様式第十号中「(日本工業規格 A 4 判)」を削る。
- 様式第十一号及び様式第十二号中「(日本工業規格 A 5 判)」を削る。
- 様式第十三号及び様式第十四号中「印」及び「(日本工業規格 A 4 判)」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。